

## 保健福祉課からのお知らせ (問い合わせ: ☎ 0146・47・2113)

### お子さんの予防接種はお済みですか?

乳幼児期は病気に対する抵抗力が弱く、様々な感染症にかかりやすい時期です。予防接種を受ける事で防ぐことのできる病気がありますので、対象の時期がきたら、忘れずに接種するようにしましょう。

予防接種は、対象年齢を過ぎると費用がかかるようになりますのでご注意ください。各種予防接種の問い合わせは、保健福祉課健康推進係まで。

#### ◎麻疹・風しんについて

麻疹と風しんは、感染力が大変強く、脳炎などの命に関わる重い合併症を引き起こします。風疹は妊婦さんが感染すると、出生児が先天性風しん症候群を発症する可能性があります。

- 接種時期: 第Ⅰ期→1歳から2歳までに1回  
第Ⅱ期→5歳から6歳までに1回

成人を対象に予防接種費用の助成も行っています。

#### ◎日本脳炎について

平成28年4月から、北海道も日本脳炎ワクチン接種の指定区域となりました。日本脳炎ウイルスは、蚊を媒介として感染するウイルスで、感染すると高熱・頭痛・嘔吐・けいれん・意識障害などの症状がみられます。

- 接種時期: 3歳から(対象者には個別に案内済み)

●問い合わせ先 保健福祉グループ健康推進係

### ●要介護認定高齢者の障害者控除について

● 身体障害者手帳の交付を受けていない場合でも、65歳以上で介護保険の要介護認定を受け、寝たきりや認知症などの症状がある場合、その方を扶養し、町の認定基準に基づき認定を受けられた方は、確定申告において障害者控除の対象となります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先 保健福祉グループ福祉係

### ●地域包括医療・ケア推進室より ～認知症支援について～

● 地域包括医療・ケア推進室では、『認知症集中支援チーム』を設置し、認知症の早期対応や『認知症地域支援推進員』による相談・認知症カフェの運営を行い、認知症の方々が住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続ける事をサポートします。

● 詳しくは、2月10日配布の町政事務委託文書にて紹介しますのでご覧ください。

● 問い合わせ先  
保健福祉グループ  
介護支援係



## 農業委員会等に関する法律の改正について

平成28年4月1日より、農業委員会等に関する法律が改正されました。主な改正点は以下のとおりです。

### 【制度改正概要】

#### 1 農業委員会業務の重点化について

これまで、農業委員会には農地法等に基づく許認可など、農地の権限に関する事項が重点業務とされてきましたが、今回の法改正により担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消など「農地等の利用の最適化の推進」業務についても重点業務として位置づけられました。

#### 2 農業委員の選出方法の変更について

農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくものから町長が議会の同意を得て任命する方法になりました。

このため次回からは、町内農業者、又は、農業者団体などからの推薦者と一般応募者の中から、町長が議会の同意を得て農業委員に任命します。

また、新たな組織体制では、委員の過半を認定農業者にする、中立的な立場の方を登用する、女性や青年の登用促進を図るように変更となりました。

● 3 現在の農業委員の身分について  
● 現在の農業委員につきましては、任期満了となる平成29年7月19日まで、引き続き農業委員としての身分を有します。

● 4 農地利用最適化推進委員の新設について  
● 農地などの利用最適化推進に取組む体制を強化するため、農業委員会では農地利用最適化推進委員を委嘱し、連携して事務を進めることになりました。

● ただし、担い手への農地集積率が一定基準を超えるなど農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていると認められた場合は推進委員を委嘱しないことができないこととされています。

#### ● 5 新たな農業委員の募集について

● 2月24日配布の町政事務委託文書にて周知しますので、内容をご確認ください。

● 問い合わせ先  
● 農業委員会業務係 ☎ 0146・47・2472

# 役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その1

## 総務課からのお知らせ (問い合わせ: ☎ 0146・47・2497)

### 医療職及び福祉職養成修学資金貸付制度

新冠町では、町内で働く福祉職員の確保のため、修学資金貸付制度に介護福祉士と保育教諭を追加し、「医療職及び福祉職養成修学資金貸付制度」として平成29年度から制度の拡充を図ることにいたしました。

この制度は、医療職と福祉職を養成する学校に進学・在学する者で、将来、町内福祉施設で当該職種として勤務しようとする者に対して月額10万円以内の修学資金を貸付するものです。

また、学校卒業後に町内福祉施設で当該職種として3年以上勤務した場合、貸付金の返還が免除されます。

制度の利用には、連帯保証人2名が必要となるほか、申請に各種書類の添付が必要となります。

《申請受付期間》 3月1日(水)～31日(金)

#### 《当制度に該当する医療職》

- ①保健師、助産師、看護師、准看護師 ②薬剤師
- ③診療放射線技師 ④理学療法士、作業療法士

#### 《当制度に該当する福祉職》

- ①介護福祉士 ②保育教諭

●問い合わせ先 総務グループ総務係

### 福祉避難所指定のお知らせ

● 町では「社会福祉法人ふくろう会」と福祉避難所の開設等に関する協定を締結しました。

● この協定は、災害発生時に一般の避難所では生活に支障をきたすおそれのある高齢者や障害者などの要支援者を、町からの要請に基づき、可能な範囲で受入れしていただくもので、本協定の締結により、字共栄の当該法人高齢者施設「おうるの郷」を福祉避難所として指定しました。

● また、同様に「新冠町立特別養護老人ホーム恵寿荘」も福祉避難所に指定しており、災害時の要支援者の避難所として備えることとしておりますのでお知らせします。

● 問い合わせ先 総務課総務グループ防災係



## 平成29年度新冠町奨学生の募集について

平成29年度新冠町奨学生を次により募集します。

### ◎応募資格

- 新冠町民またはその子弟。
- 対象校は高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校、各種学校。
- 経済的理由により修学困難な世帯であること。
- 身体が健康であること。
- 学業が優秀(平均水準以上)で性行が善良であること。
- 連帯保証人が2名必要。

### ◎連帯保証人の条件(次の要件をすべて満たすこと)

- 同居の親族及び同居人以外の稼働者として。
- ただし、志願者が未成年者であるときは、内1名は保護者として。また、保護者の方は子弟以外、他の奨学生の連帯保証人になることはご遠慮ください。
- 奨学生卒業時65歳未満の者。
- 税金などの滞納の無い者。

### ◎貸付額(無利子)

- 高等学校、高等専門学校は月額3万円(限度額)、大学、短期大学、専修学校、各種学校は月額5万円(限度額)

### ◎返還方法など

- 貸付終了月から6ヶ月後に教育委員会の定める方法により返還する。ただし、卒業後直ちに新冠町内に就職・家業に従事するなど、町民として貸付期間を超えて在住した場合は奨学金返還額の2分の1を免除する。

◎応募期間 3月1日(水)～31日(金)

### ◎出願方法

- 在籍する学校を経由し、新冠町教育委員会に必要書類を提出してください。詳細は新冠町教育委員会まで。

### ◎継続者について

- 手続きは、3月上旬に教育委員会から連絡します。

● 問い合わせ先  
● 管理課管理グループ総務係 ☎ 0146・47・2472